宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月4日

宍粟市長 福 元 晶 三.

宍粟市規則第16号

宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

正

改

に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年宍粟市規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

(フルタイム会計年度任用職員の <u>期末手当</u>)	(フルク
第20条 条例第6条の規定により準用する給与条例第30条から第32条まで(第	第20条 🤌
30条第1項後段を除く。)に規定する期末手当を支給される職員の範囲(期	<u>手当の</u> ラ
末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第25	支給日村
条において同じ。) 期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止	日の前日

[追加]

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 条例第16条第1項の規定により準用する給与条例第30条から第32条ま 第27条 第20条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任 で(第30条第1項後段を除く。)に規定する期末手当を支給される職員の範 囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項 については、常勤の職員の例による。

タイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給日)

改

条例第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する期末手当及び勤勉 支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ 欄に掲げる日(これらの日が銀行の休日に当たるときは、それぞれの 日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日)とする。

Æ

後

基準日	支給日		
6月1日	6月30日		
12月1日	12月10日		

2 市長は、特別の理由により前項の規定により難いと認めるときは、同項の 規定にかかわらず、別に期末手当及び勤勉手当の支給日を定めることができ るものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給日等)

用職員(次項に規定する者を除く。)について準用する。

改 正

- 間当たりの平均時間が20時間未満の者とする。
- 3 条例第16条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第30条第4項 3 条例第16条の規定により読み替えて準用する条例第6条第6項に規定する に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

 $\lceil (1) \sim (4)$ 略]

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 「略]

2 前項の会計年度任用職員(地域おこし協力隊員を除く。)に対しては、期 2 前項の会計年度任用職員(地域おこし協力隊員を除く。)に対しては、期 末手当は支給しない。

別表第1 (第4条関係)

職種別基準表

ア 行政職会計年度任用職員

職種	学歴免許	基礎号給	上限	
	等			
[略]				
消費生活相談員、市民相談員、母				
子父子自立支援員、 <u>婦人相談員</u> 、				
生活困窮者相談(就労)支援員、	短大2卒	13 13	37 21	
家庭相談員、子育て相談員、乳幼	△ 八 2 十	10 10	31 21	
児心理相談員、障がい者相談支援				
専門員				
[略]				
特別支援教育推進員	短大2卒	13 13	29 21	
[略]				
保健師、社会福祉士、精神保健福	大学卒	25 25	57 45	

Æ

- 2 条例第16条第1項に規定する規則で定めるものは、通常の勤務時間の1週 2 条例第16条に規定する規則で定めるものは、通常の勤務時間の1週間当た りの平均時間が20時間未満の者とする。
 - 規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

 $\lceil (1) \sim (4)$ 略

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 「略]

末手当及び勤勉手当は支給しない。

別表第1 (第4条関係)

職種別基準表

ア 行政職会計年度任用職員

職種	学歴免許	基礎号給	上限	
	等			
[略]				
消費生活相談員、市民相談員、母子父子自立支援員、 <u>女性相談支援</u> 員、生活困窮者相談(就労)支援員、家庭相談員、子育て相談員、乳幼児心理相談員、障がい者相談支援専門員	短大2卒	13 13	37 21	
[略]				
特別支援教育推進員	短大2卒	13 13	29 21	
<u>統括支援員</u>	短大2卒	<u>25</u> <u>25</u>	<u>57</u> <u>45</u>	
[略]				

改 正 前			改 正 後				
祉士、介護支援専門員、認知症	地			保健師、社会福祉士、精神保健福	Ē		
域支援推進員、 <u>手話通訳者</u>				祉士、介護支援専門員、認知症均	大学卒	25 25	57 45
[略]	[略]			域支援推進員、手話通訳者、公認	<u>2</u>		
				心理師、臨床心理士、文化財専門	1		
				<u> </u>			
				[略]			
[備考 略]			[備	精考 略]			
[イ・ウ 略]				[イ・ウ 略]			
別表第3 (第31条関係)			別表	長第3(第31条関係)			
区分給料・報酬			区分		給料•報酬		
[略]				[略]			
部活動指導員	時間給	1, 500		部活動指導員	時間給		1,500
				不登校児童生徒支援員	時間給		1,500
					4	<u>.</u>	
備考 この表において、下線を付し	た部分及び太枠の部分	は改正箇所を示し、	_ ' []	の記載は注記である。			

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。